新ひだか町議会基本条例

検証結果報告書

令和７年３月

新ひだか町議会　議会運営委員会

新ひだか町議会基本条例の検証結果

１　検証の目的

新ひだか町議会では、議会の公平性と透明性を確保するとともに「町民に信頼され、町民が参加できる開かれた議会」を目指し、議会基本条例（以下「条例」という。）を令和元年１２月に可決、成立し、翌年１月から施行されました。

この条例は、二元代表制における議会及び議員の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、町の持続的な発展と町民福祉の向上に寄与することを目的としております。

また、条例第２９条第１項では、「議会は、毎年度、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を公表します。」と規定しています。

このたび、上記の規定に基づき、議会や議員の様々な活動が、条例に規定されている各条文の目的を達成しているかどうかについて、議会運営委員会で検証を行いましたので、その結果を報告いたします。

２　検証の対象期間

令和６年１月から令和６年１２月まで

３　検証の結果と評価

別添「新ひだか町議会基本条例検証シート」のとおり

４　検証結果の公表等

検証結果報告書を議長に提出するとともに、議会ホームページや議会白書などにより公表する。

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（目的）	第１条	この条例は、二元代表制における新ひだか町議会（以下「議会」という。）及び新ひだか町議会議員（以下「議員」という。）の役割等を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、新ひだか町の持続的な発展と町民福祉の向上に寄与することを目的とします。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 条例の目的についての規定であり、運用面での評価は行わない。		
（議会の役割）	第２条	議会は、次に掲げる役割を担います。 (1) 議案、請願及び陳情等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。 (2) 町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 町政の課題等について、調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。 (4) 国会、北海道議会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 役割についての総括的な規定であり、運用面での評価は行わない。		
（最高規範性）	第３条	この条例は、議会における最高規範であり、議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図ります。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 条例の位置づけの規定であり、運用面での評価は行わない。		

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左 の 理 由 ・ 実 績 等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会の活動原則）	第４条	議会は、第２条に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 二元代表制の下、本町の意思決定を担う議事機関としての責任を自覚し、その機能を最大限に発揮すること。 (2) 多様な町民意見を十分に把握し、町民の代表として公正かつ公平な議論、審議、審査等を行い、意思決定を行うこと。 (3) 町民が参加しやすい開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、町民への説明責任を果たし積極的に情報公開を進めること。 (4) 町民の負託に的確に応える議会の在り方を常に追求し、議会の改革に継続的に取り組むこと。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	町民の代表として、公正かつ公平な審議を行い意思決定を行うとともに、町民への情報公開や議会改革に継続的に取り組んでいる。	
（本会議）	第５条	定例会及び臨時会（以下「本会議」という。）は、議員全員で構成し、議会の最終的な意思決定を行います。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他 本会議の構成等についての規定であり、運用面での評価は行わない。		
（委員会の活動）	第６条	議会は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に適切かつ迅速に対応するため、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）の適切な運営により機動力を高めるよう努めます。 ２　委員会の委員長は、自由討議による合意形成に努め、委員長報告を作成し、報告に当たっては、論点及び争点を明確にするよう努めます。 ３　前２項のほか、委員会に関する事項については、別に条例で定めます。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	常任委員会や議会運営委員会、特別委員会は委員会条例に基づき適正な運営を行っている。 自由討議による合意形成については、委員間討論が出来ていないことから、更なる検討が必要である。	広報・広聴委員会の常任委員会化が進んでおらず、位置付けがあいまいな状況にあることから、引き続き検討する。

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（災害時の議会の対応）	第７条	議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、災害からの速やかな復興に向け積極的な役割を果たすよう取り組みます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	災害発生時は議会災害時対応マニュアルに従い、災害情報の共有や議員への情報伝達など、適切な対応を行っている。	
（議長及び副議長の役割）	第８条	議長は、その職務として、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会事務をつかさどり、及び議会の代表者として中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行います。 ２　前項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用します。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	適切な議会運営を行っている。	
（議長及び副議長志願者の所信表明）	第９条	議会は、議長及び副議長の選出に当たり、議会活動の方向性を明確にし、議会の透明性をより一層高め、議会の責務を強く認識するため、それぞれの職を志願する者に所信を表明する機会を設けます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	令和６年１月３１日付の副議長辞任に伴い、３月８日開催の定例議会において副議長選挙が行われ、副議長志願者に所信表明する機会を設けた。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（自由討議による合意形成）	第１０条	議会は、議員による討論の場であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営します。 ２　議会は、本会議及び委員会において、議員提出議案、町長提出議案並びに請願及び陳情等を審議し結論を出す場合には、議員相互の自由討議により議論を尽くして合意形成に努めるとともに、町民に対する説明責任を十分に果たすよう努めます。 ３　議員は、前２項による議員相互間の自由討議を拡大し、政策、条例、意見等の議案の提出を積極的に行うよう努めます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 ■３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	令和６年度議会運営委員会の所管事務調査として、議長から諮問があった「議員定数のあり方について」調査研究することとしたため、議員相互間の自由討議については取り組んでいない。	議員相互間の自由討議は常任委員会から取り組むことについて検討する。
（議員の活動原則）	第１１条	議員は、町民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動します。 (1) 多様な町民意見と町政の課題を的確に把握し、町政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。 (2) 自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程等について、町民にわかりやすく説明すること。 (3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。 (4) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うこと。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議員の活動原則に基づき、公正かつ誠実に職務を遂行するとともに、町民に対する説明や自己研さんに努めたが、議員相互間の討議は、未だ本来の自由討議には至っていない。	議員相互間の討議は、常任委員会から取り組むことについて検討する。
（議員の政治倫理）	第１２条	議員は、町民の負託に応えるため、新ひだか町議会議員政治倫理規程に基づき、議員としての品位を保持するとともに、政治倫理の向上に努め、公正及び誠実を旨として職責を全うします。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	新ひだか町議会議員政治倫理規定第3条の規定に基づく政治倫理基準を遵守して議員活動を行うとともに、その職務に努めている。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左 の 理 由 ・ 実 績 等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（災害時発生時の議員の対応）	第１３条	議員は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、別に定める災害時対応マニュアルに基づき適切な対応に努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会災害時対応マニュアルに基づき対応している。	
（会派）	第１４条	議員は、政策の決定及び形成に資するため、政策を中心とした同一の理念を共有する２名以上の議員で構成する会派を結成することができます。 ２　会派は、その会派に属する議員の活動を支援するとともに、政策の立案、提言等を主体的に実施するよう努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	令和６年２月５日に新しい会派として「清新会」が結成された。 会派に属する議員活動の支援は常に行っており、政策の立案、提言等についても各常任委員会の中で取り組んでいる。	
（議員定数）	第１５条	議員定数については、町長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言等の議会機能の確保を考慮するとともに、多様な町民意見を町政に反映させるための適切な人数を確保するという視点等を踏まえ、別に条例で定めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	令和６年２月１６日の議会報告会で、町民から議員定数の削減の意見が出され、６月１４日の議会運営委員会に議長から「議員定数のあり方について」諮問があった。議会運営委員会で所管事務調査を行った結果２人削減し１４人とすることに決定し、１２月６日付で議長に対し答申を行っている。 （令和７年３月定例議会において「新ひだか町議会議員の定数を定める条例」の一部改正を行い、令和８年４月の次期町議選挙から適用することとした。）	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左 の 理 由 ・ 実 績 等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議員報酬等）	第１６条	議員の報酬及び費用弁償並びに期末手当については、町政課題等の複雑高度化に対し、町長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言等の議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境整備の観点を踏まえ、別に条例で定めます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 ■３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議員報酬等については、令和５年４月から改正されているが、「議員定数のあり方について」町民から意見募集等を行ったが、議員定数を削減し議員報酬を引上げることが必要との意見があった。	期末手当は全道人口類似団体と比較して著し低い状況にあることから、議会運営委員会の所事務調査として調査研究する。
（町民参加及び町民との連携）	第１７条	議会は、町民の意見を議会活動に反映することができるよう、次に掲げる方法その他の方法により、町民の議会活動への参加を推進します。 (1) 本会議及び委員会の運営に当たり、参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、町民の意向及び学識経験者等の専門的又は政策的識見を議会の意思決定に反映させること。 (2) 請願及び陳情が提出されたときは、町民の政策提案と位置付け、審査においては、提案者の意見を聴く機会を確保すること。 (3) 議会報告会を年１回以上開催し、広く町民に議会の活動を報告するとともに、町民の意見を聴取して議会活動に反映すること。 (4) 議会の基礎的な資料及び情報並びに議会の評価等を毎年調整し、議会白書として町民に公表すること。 (5) 議案に対する各議員の賛否、論点及び争点を議会広報等で公表する等、議員の活動に対して町民の評価が的確になされるよう情報提供すること。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	参考人制度や公聴会制度については、その活用が必要と判断した事例、案件等はなかった。 議会報告会を開催し、議会活動報告をすることができた。 議会白書による議会資料等の公表のほか、議案に対する各議員の賛否等は議会広報等で公表している。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左 の 理 由 ・ 実 績 等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会広報の充実）	第１８条	議会は、町民に開かれた議会の実現のため、町政に係る論点及び争点の情報を町民に周知するよう努めます。 ２　議会は、情報通信技術の発展を踏まえた多様な広報手段を多く活用し、多くの町民が行政に関心を持つよう、議会広報活動に努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会広報は定例会毎に発行するとともに、議会ホームページやフェイスブック等のSNSの活用により、議会の情報を広く町民に発信している。	
（本会議及び委員会の公開）	第１９条	議会は、本会議、委員会及び全員協議会（以下「本会議等」という。）を原則公開とし、必要な資料を町民に配布するとともに町民が傍聴しやすい環境の一層の充実に努めます。 ２　議会は、本会議等の日程及び内容を事前に町民に周知するとともに、本会議等の会議録を公開し、意思決定に係る過程と結果を明らかにします。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	本会議及び全員協議会は原則公開として、インターネットによる議会中継や必要な資料配布も行っている。 また、議会等の日程もホームページ等により事前に町民に周知するとともに、本会議等の会議録も公開している。	
（町長等との関係）	第２０条	議会は、二元代表制の下、町長等と独立対等な立場で緊張ある関係を保持し、町長等の事務の執行に対する監視及び評価を行うとともに、政策の立案及び提案を通じて、町の発展及び町民福祉の向上のために活動します。 ２　議長から本会議等への出席を要請された町長等は、議員の質疑及び質問に対し、議長又は委員長の許可を得て、論点及び争点を明確にするための反問をすることができます。 ３　議員は、二元代表制民主主義の充実と町民自治の観点から、法定以外の執行機関の諮問機関、審議会等の委員に就任しません。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	町長等の事務執行に対する監視及び評価は、本会議や全員協議会、常任委員会等の中で行っており、常任委員会所管事務調査により政策提言も行っている。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左の理由・実績等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会への政策形成過程の説明）	第２１条	町長等は、政策、計画、施策又は事業（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の水準を高めるため、次に掲げる政策形成過程の資料等を作成し議会への適時適切な説明を行うよう努めます。 (1) 政策等の発生源 (2) 検討した他の政策案等の内容 (3) 他の自治体の類似する政策等との比較検討 (4) 総合計画における根拠及び位置付け (5) 関係ある法令及び条例等 (6) 政策等の実施にかかわる財源措置 (7) 将来にわたる政策等のコスト計算	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	適時適切な説明があった。	
（議会の機能強化及び議会改革）	第２２条	議会は、町長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言等の議会機能を強化するとともに、自らの改革に継続的に取り組みます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	町長等の事務執行に対する監視及び評価は、本会議や全員協議会、常任委員会等の中で行っており、常任委員会所管事務調査により政策提言を行うなど、議会機能の強化に努めている。また、議会運営委員会において、議会改革に継続的に取り組んでいる。	
（議決事項の拡大）	第２３条	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第２項の規定に基づく議決事項について、町民の負託に応える町政運営を実現できるよう、別に条例で定めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	平成２９年９月２９日に議会の議決に付すべき事件を定める条例を制定している。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左 の 理 由 ・ 実 績 等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（専門的知見の活用）	第２４条	議会は、本会議等における審議の充実、政策の立案及び提言機能の強化並びに政策の効果の評価に資するため、地方自治法第１００条の２の規定に基づく専門的事項に係る調査を積極的に活用するよう努めます。 ２　議会は、必要に応じて専門的知見を有する者で構成する調査機関を設置することができます。 ３　前２項の調査機関に関し必要な事項は、議長が別に定めます。	□１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 ■４ その他	該当となる事例、案件等がなかった。	
（検討組織の設置）	第２５条	議長は、議会の機能強化及び改革に継続的に取り組むため、議員で構成する検討組織を設置することができます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会の機能強化及び改革については、議会運営委員会で行っている。	
（議員研修の充実）	第２６条	議会は、議員の政策形成及び立案能力等の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	全道町村議会議員研修会に参加するとともに、常任委員会の行政視察調査を行い、議員研修の充実に努めている。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左 の 理 由 ・ 実 績 等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（議会図書室の充実）	第２７条	議会は、議員の調査研究等に資するため、議会図書室を設置するとともに、充実強化し、一般の利用にも配慮します。	□１ 概ね達成した。 ■２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	議会図書室は設置しているが、図書の充実強化と利用しやすい環境づくりが必要である。 一般町民の利用までには至っていない。	議員からの希望があれば、予算要求して充実する必要がある。
（議会事務局）	第２８条	議会は、自らの政策の立案及び提言機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化を図ります。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	事務局体制については、現状の機能及び組織体制の中で、議会活動が円滑かつ効果的に行うことができるように努めている。	
（検証及び見直し手続）	第２９条	議会は、毎年度、この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、その結果を公表します。 ２　議会は、必要があると認めるときは、この条例の見直しを行います。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	令和６年１月から１２月までの１年間について、新ひだか町議会基本条例検証シートにより、各条文毎に検証・評価を行うとともに、議会ホームページや議会白書などにより公表している。	

新ひだか町議会基本条例検証シート

条　　文			評　　価	左 の 理 由 ・ 実 績 等	評価が１の場合以外は、課題解決のために議会（議員）が取り組むべき内容など。 ※本年の取組み内容の基礎となるものです。
（委任）	第３０条	この条例の施行に関し必要な事項は、議長が別に定めます。	■１ 概ね達成した。 □２ 取り組んだが、不足している部分もあり、さらなる改善・取り組みが必要 □３ 取り組んだとはいえない。全く取り組んでいない。 □４ その他	必要となる事項は、確認されなかった。	